

# 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用の申告について

(地方税法附則第15条の9項第4項～第6項の規定に基づく申告)

工事完了年度の翌年度分の固定資産税について

- 当該住宅にかかる固定資産税の 1 / 3 の額を減額
- 一戸あたり 100㎡ 相当分 (住宅部分に限る) まで

次の要件を満たす場合、固定資産税の減額を受けることができます。

## ① 住宅の要件

- 新築された日から10年以上を経過したもの
- 人の居住の用に供する部分の面積が当該家屋の床面積の2分の1以上であるもの
- 人の居住の用に供する部分があるもの (貸家部分を除く)
- 住宅の部分の床面積が280㎡以下であるもの (平成30年4月1日以降に改修されたもの)

## ② 居住者の要件

- 年齢が65歳以上の方、要介護や要支援認定を受けている方、障がいがある方

## ③ バリアフリー改修の要件

- 令和8年3月31日までに、下記のバリアフリー改修工事が行われたもの
  - ・廊下の拡張
  - ・階段の勾配の緩和
  - ・浴室の改良
  - ・便所の改良
  - ・手摺の取付
  - ・床の段差の解消
  - ・引き戸への取替
  - ・床表面の滑り止め化
- バリアフリー改修工事に要した費用の額が50万円 (補助金や給付金等を除く) を超えるもの
- 人の居住の用に供する部分 (貸家部分を除く) について改修が行われたもの
- バリアフリー改修工事完了後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

※バリアフリー改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税に適用されます

(改修工事が1月から3月までに完了した場合は、翌々年度の固定資産税に反映されます)

## ～申告の手続きについて～

改修工事の完了後3か月以内に『住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税減額申告書』をお問合せ先まで提出してください。また、下記の添付資料が必要となります。

- 納税義務者の方の住民票の写し (個人番号の記載のないもの)
- 要介護や要支援認定を受けている方は介護保険被保険者証の写し
- 一定の障がいのある方は身体障がい者手帳の写し
- 改修前後の写真及び改修工事の内容及び費用を確認できる書類 (工事請負契約書など)
- 補助金や介護保険からの給付を受けた場合、そのことを確認できる書類

～ お問合せ先 ～

〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1

北杜市役所 総務部 税務課 資産税担当

TEL 0551-42-1313 (直通)